



## 条例を作った目的は？

障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深めることで、障害のある人が障害のない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進めることを目的として制定しました。

## 障害を理由とする差別とは？

障害を理由とする差別には以下の2つがあります。

### 1 障害を理由とする不利益な取扱い

障害があるというだけで、障害のない人と異なる取扱いをすること。

例えば…

障害を理由として入店を拒否したり、不当に高い料金を取るなど、障害を理由として拒否、制限、条件の付加をすることが該当します。

### 2 合理的配慮の不提供

障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものを取り除いてくれるよう依頼され、そのことが重い負担でもないのに、障壁を取り除くことについて必要な配慮をしないこと。

例えば…

聴覚障害者の方のために筆談に応じたり、視覚障害者の方のために文字情報を読み上げるといった配慮を提供しないことが該当します。

### 障害のある人にとっての障壁とは…？

- ・ 事物（通行しにくい通路、利用しにくい施設、設備など）
- ・ 制度（利用しにくい制度など）
- ・ 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ・ 観念（障害のある方への偏見など）